

教員の対人コミュニケーション向上に関する研究－「メンタリング・コミュニケーション」習得を目指す研究教材の開発－

学校教育専攻
授業開発コース
吉川 正剛

指導教員 三宮真智子

1. 問題の所在

高度情報社会は、「価値共有性の促進」と「価値多元化の促進」という相矛盾する機能を果たしている。価値の多元化が進むことにより、コミュニケーションの成立が困難な社会でありながら、コミュニケーションをとることの重要性は増す一方であるという矛盾をきたしている。

現代の子どもたちは、大人と同等の「消費者」「情報管理者」であることを求められる一方、人間関係を形成するのが不得手であるという実態が指摘されている。このため、子どもと教員の間におけるコミュニケーションにおいては、コミュニケーションの矛盾が、さらに先鋭化していると考えられる。

また、価値多元化社会においては、「自立した個」が主体性・創造性を持つ人間として高い評価を受けることになる。そこで、「自立した個」をどのように育成するかという点が、これからの教育の一つの課題となる。この点において、子どもたちに対する教員の影響力は大きい。

以上のことから、教員のコミュニケーション能力の重要性は今まで以上に高まらざるを得ないが、教員が子どもたちとうまくコミュニケーションできているかどうかは疑問である。

本研究では、教員から子どもたちへの言葉かけに焦点をあて、教員の言葉かけが生徒の「学習意欲」に与える影響と、「メンタリング」という概念とのかかわりという観点から検討する。

本研究の目的は、以下の2点である。

- 1) 教員のコミュニケーションの実態について、子どもの「学習意欲」に及ぼす教員の「言葉かけ」の影響に着目して調査する。
- 2) 教員が子どもたちの自発的な学習を促すコミュニケーションについて学ぶための、「コミュニケーションの構造」「メンタリング・コミュニケーション」などの内容を含む、教員のための研究教材をデザインし、開発する。

2. 教員のコミュニケーションの実態に関する調査

子どもの教育における教員のコミュニケーションの実態を明らかにすることを目的として、大学の学部生を対象に、小・中・高校（学習塾・予備校も含む）の先生から受けた「やる気をなくした言葉」「やる気の出た言葉」について調査を行った。

その結果、以下の4点が明らかとなった。

- 1) 教員のコミュニケーションは、必ずしも価値多元化社会の現状に適合したコミュニケーションではない。
- 2) おそらく非意図的であろうが、子どもの学習意欲を低下させる教員の言葉かけが見受けられる。
- 3) 学習意欲を高める言葉かけは、それを行う適切なタイミングと言語表現に加え、受け手の認知・感情を的確に把握していることが重要である。

4) コミュニケーションにおけるメッセージの意味を決めるのは受け手である。

3. 研究教材のデザイン

1. および2. で論じたことを踏まえ、「コミュニケーションの構造」や「メンタリング・コミュニケーション」について学ぶための研究教材を作成した。研究教材は、まず「オリエンテーションテスト」を受け、4つの「講」の内容を学習し、最後に「修了判定テスト」を受けて基準点を満たせば修了する、という形で成り立っている(図1)。

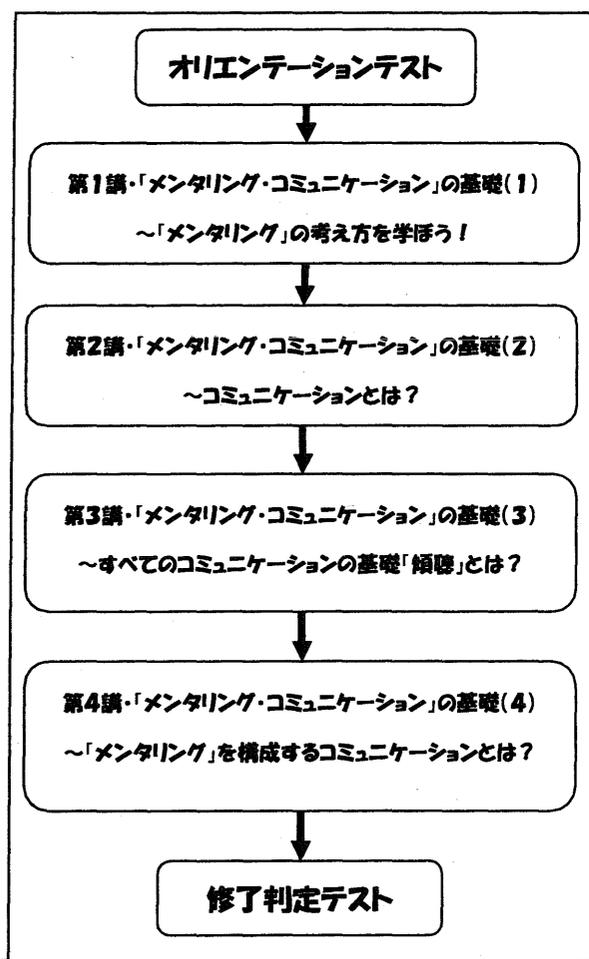


図1 研究教材の「学習マップ」

4. 研究教材の試行と改善の方向性に関する検討

作成した教材を3年以上の教職経験者に見て

いただき、表記に関することや自学自習教材としての完成度などについてヒアリングを行い、そこで得られた意見を検討して、教材の修正を行った。

5. 今後の課題

今後の課題としては、以下の2点があげられる。

1) 教員と子どもたちの間のコミュニケーションの実態について、さらなる調査を行うこと。

今回は大学生対象の調査であったが、実際の小学生・中学生・高校生対象の調査を行い、どのような言葉かけがどのように学習意欲に影響を及ぼすのかについて、さらに調査を進めたい。

また、教員対象の調査も合わせて実施し、教員の発話意図と実際の発話との差や、それが学習意欲に及ぼす影響などを調査することが必要である。

2) 作成している研究教材の改善を行うこと。

まず、作成している研究教材の有効性の検証、および教材目標との整合性の検証を行う必要がある。教材に付したアンケートを回収し、教材のねらいが達成されているかどうかを検証したい。また、実際の現場で行われている言葉かけを収集し、実用的な実践集を作成したり、今回の教材コンテンツを基に、e-learningを活用した教材開発を行ったりすることにも取り組みたい。

なお、今回作成した研究教材は、「Situational Leadership II」の理論や「教師学(T.E.T)」の内容が適宜参考にされている。これらの内容はそれぞれ特許や登録商標、著作権などによって保護されている。研究が進み、将来この研究教材が公の場に提供される場合には、著作権者との十分な意思疎通を行うことが必要である。